

令和3年8月12日

## 集客施設への働きかけについて

○対象期間：8月14日（土）～緊急事態対策期間（8月31日（火））

○特措法に基づかない協力依頼の対象となる施設（例示）

種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等	
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等	<p>不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、以下について働きかけるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインを遵守すること。</li> <li>・施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などを行うこと。</li> <li>・入場整理等を行っている旨をホームページ等を通じて広く周知すること。</li> <li>・ポイントカードなど、集客イベントの実施を自粛すること。</li> <li>・特に、感染が広がっている地域における大規模な集客施設では、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、営業日や営業時間の見直しを含め、感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと。</li> </ul>
遊興施設（※1）	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等	
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 (生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 (生活必需サービスを除く)	

（※1）遊興施設のうち、食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、飲食店への営業時間短縮要請の対象。